

⑧青森市物品修繕請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>第1条～第9条(略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第10条(略)</p> <p>(暴力団関与の場合の解除)</p> <p>第11条(略)</p> <p>(違約金)</p> <p>第12条 <u>次の各号のいずれかに該当する場合には、</u> 契約金額の100分の10に相当する額を違約金として市に支払います。</p> <p><u>一 前2条の規定によりこの契約が解除された場合。</u></p> <p><u>二 この契約の履行を拒否し、又は自らの責めに帰する理由によりこの契約について履行不能となった場合。</u></p> <p><u>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなします。</u></p> <p><u>一 破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人</u></p> <p><u>二 更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人</u></p> <p><u>三 再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等</u></p> <p><u>3 第1項の額の計算については、第9条第1項の規定を準用します。</u></p> <p>第13条、第14条(略)</p>	<p>第1条～第9条(略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第10条(略)</p> <p>(暴力団関与の場合の解除)</p> <p>第11条(略)</p> <p>(違約金)</p> <p>第12条 <u>前2条の規定によりこの契約を解除された場合には、</u>契約金額の100分の10に相当する額を違約金として市に支払います。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 前項</u>の額の計算については、第9条第1項の規定を準用します。</p> <p>第13条、第14条(略)</p>